

【電子版】



2023年 第22号 2023年9月5日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



厚労省 労基法・改善基準違反率、指導・送検状況 2022年 労働法令違反 タク88% バス76%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2022年分が公表されました。

◎監督指導の状況

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反
令和4年(2022)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	その他	合計
監督実施事業場数		3,079	123	271	312	3,785
労働基準関係法令 違反事業場数		2,549 82.8%	94 76.4%	239 88.2%	260 83.3%	3,142 83.0%
主な 違反 事項	労働時間	1,533 49.8%	42 34.1%	106 39.1%	122 39.1%	1,803 47.6%
	時間把握	280 9.1%	10 8.1%	18 6.6%	39 12.5%	347 9.2%
	割増賃金	632 20.5%	23 18.7%	82 30.3%	97 31.1%	834 22.0%
改善基準告示 違反事業場数		1,790 58.1%	50 40.7%	82 30.3%	115 36.9%	2,037 53.8%
主な 違反 事項	総拘束時間	1,013 32.9%	28 22.8%	44 16.2%	60 19.2%	1,145 30.3%
	最大拘束時間	1,317 42.8%	24 19.5%	66 24.4%	78 25.0%	1,485 39.2%
	休息期間	977 31.7%	11 8.9%	17 6.3%	59 18.9%	1,064 28.1%
	最大運転時間	686 22.3%	11 8.9%	1 0.4%	29 9.3%	727 19.2%
	連続運転時間	915 29.7%	11 8.9%	0 0.0%	49 15.7%	975 25.8%

注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

3 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）

4 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

5 最大運転時間のハイヤー・タクシーの欄に1とあるのは、タクシー会社が運行するバスの違反

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反

年 (1～12月)	項目	トラック関係	バス業	ハイヤー・ タクシー業	その他	合計
H1 1989	監督実施	4,404	72	1,080	-	5,556
	法令違反	-	-	-	-	-
	告示違反	2,296 52.1%	28 38.9%	569 52.7%	-	2,893 52.1%
H22 2010	監督実施	2,666	177	779	371	3,993
	法令違反	2,159 81.0%	144 81.4%	660 84.7%	274 73.9%	3,237 81.1%
	告示違反	1,687 63.3%	109 61.6%	341 43.8%	150 40.4%	2,287 57.3%
H23 2011	監督実施	2,789	214	639	389	4,031
	法令違反	2,264 81.2%	170 79.4%	554 86.7%	284 73.0%	3,272 81.2%
	告示違反	1,774 63.6%	133 62.1%	296 46.3%	136 35.0%	2,339 58.0%
H24 2012	監督実施	4,325	570	552	560	6,007
	法令違反	3,517 81.3%	518 90.9%	482 87.3%	407 72.7%	4,924 82.0%
	告示違反	2,751 63.6%	415 72.8%	241 43.7%	233 41.6%	3,640 60.6%
H25 2013	監督実施	3,016	363	523	377	4,279
	法令違反	2,500 82.9%	282 77.7%	464 88.7%	267 70.8%	3,513 82.1%
	告示違反	1,980 65.6%	174 47.9%	222 42.4%	134 35.5%	2,510 58.7%
H26 2014	監督実施	2,765	262	502	378	3,907
	法令違反	2,311 83.6%	195 74.4%	438 87.3%	296 78.3%	3,240 82.9%
	告示違反	1,845 66.7%	147 56.1%	206 41.0%	175 46.3%	2,373 60.7%
H27 2015	監督実施	2,783	226	486	341	3,836
	法令違反	2,390 85.9%	184 81.4%	410 84.4%	274 80.4%	3,258 84.9%
	告示違反	1,944 69.9%	123 54.4%	208 42.8%	154 45.2%	2,429 63.3%
H28 2016	監督実施	3,105	487	405	384	4,381
	法令違反	2,585 83.3%	386 79.3%	351 86.7%	310 80.7%	3,632 82.9%
	告示違反	2,088 67.2%	265 54.4%	166 41.0%	180 46.9%	2,699 61.6%
H29 2017	監督実施	4,295	276	391	474	5,436
	法令違反	3,607 84.0%	231 83.7%	347 88.7%	379 80.0%	4,564 84.0%
	告示違反	2,963 69.0%	159 57.6%	176 45.0%	218 46.0%	3,516 64.7%
H30 2018	監督実施	5,109	350	462	610	6,531
	法令違反	4,271 83.6%	261 74.6%	392 84.8%	500 82.0%	5,424 83.1%
	告示違反	3,419 66.9%	177 50.6%	150 32.5%	260 42.6%	4,006 61.3%
H31・R1 2019	監督実施	3,222	246	323	492	4,283
	法令違反	2,672 82.9%	189 76.8%	295 91.3%	382 77.6%	3,538 82.6%
	告示違反	1,940 60.2%	123 50.0%	122 37.8%	201 40.9%	2,386 55.7%
R2 2020	監督実施	2,780	208	288	378	3,654
	法令違反	2,263 81.4%	144 69.2%	251 87.2%	299 79.1%	2,957 80.9%
	告示違反	1,563 56.2%	85 40.9%	80 27.8%	154 40.7%	1,882 51.5%
R3 2021	監督実施	3,037	103	266	364	3,770
	法令違反	2,465 81.2%	66 64.1%	230 86.5%	293 80.5%	3,054 81.0%
	告示違反	1,754 57.8%	30 29.1%	68 25.6%	158 43.4%	2,010 53.3%
R4 2022	監督実施	3,079	123	271	312	3,785
	法令違反	2,549 82.8%	94 76.4%	239 88.2%	260 83.3%	3,142 83.0%
	告示違反	1,790 58.1%	50 40.7%	82 30.3%	115 36.9%	2,037 53.8%

注. - は調査・集計の項目が異なる

令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがありました。

◎事例（バス）

長時間労働のおそれがあるバス会社に対する監督指導

【概要】

- 36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。また、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える者が最も多い月で2名おり、最長で101時間の者が認められた。
- 運転者の中に、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が上限の71.5時間を超えており、また、4週間を平均した1週間当たりの運転時間が上限の40時間を超えている者が認められた。

【労基署の対応】

- 1 36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行かせたことについて是正勧告した。

併せて、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。

指導事項⇒労働基準法第32条（労働時間）違反

長時間労働の削減

- 2 運転者の4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が71.5時間を超えてはならないこと及び4週間を平均した1週間当たりの運転時間が40時間を超えてはならないことを是正勧告した。

指導事項⇒改善基準告示違反

（1日の最大拘束時間、休息期間及び1週間当たりの運転時間）

【指導後の会社の取組】

- 特定の運転者が拘束時間の上限を超えることを前提とした運行管理を見直すとともに、働き方改革推進支援センターの個別訪問を利用し、運転者の労働時間の平準化を図り、労働時間の削減を図った。

（参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：原則 2日平均で1日9時間、4週平均で1週間40時間

◎事例（タクシー）

不適切な歩合給制度となっているおそれのあるタクシー会社に対する監督指導

【概 要】

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。また、一部の運転者の賃金について、最低賃金額未滿となっており、最低賃金法違反が認められた。
- 運転者の中に、1日の拘束時間が上限の16時間を超えている者が認められた。

【労基署の対応】

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項⇒累進歩合制度の廃止

- 2 一部の運転者の賃金が地域最低賃金額未滿となっていたため、地域最低賃金額以上の金額で支払う必要があることを是正勧告した。

指導事項⇒最低賃金法第4条第1項（最低賃金）

- 3 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えてはならないことを是正勧告した。

指導事項⇒改善基準告示違反（1日の最大拘束時間）

【指導後の会社の取組】

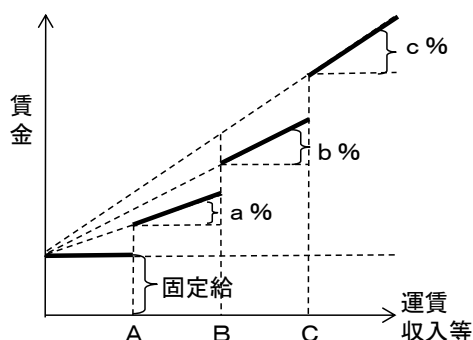
- 累進歩合制度を廃止し、速やかに新たな賃金体系を構築することとした。
- 地域最低賃金額未滿となっていた金額について、地域最低賃金額以上となるよう改善を行い、不足していた賃金を支払った。
- 1日の拘束時間が16時間を超えないよう勤務シフトを見直すとともに、帰庫時間を個別に指示するなど、運行管理体制の改善を図った。

(参考)

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、

自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用



- 運賃収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
 - 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%
 - 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%
 - 運賃収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%
- ($a < b < c$)

することは望ましくないとし、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

- 1 か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内
 休息期間：勤務終了後、継続8時間以上
 休日労働：2週間について1回以内

◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりでした。

労働基準関係法令違反により送検した件数

厚労省労基局監督課

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
平成30	2018	42	4	5	8	59
平成31	2019	38	1	5	2	46
令和2	2020	46	4	2	9	61
令和3	2021	32	0	3	7	42
令和4	2022	44	1	8	5	58

令和4年の送検法条文の内訳

		R4 2022年	
安全基準	労安法第20条等	20	34%
労働時間	労基法第32条	12	21%
報告等	労基法第104条・労安法第100条	8	14%
割増賃金の支払	労基法第37条	8	14%
賃金の支払	労基法第24条	4	7%
解雇制限・解雇手続き	労基法第19条、第20条	3	5%
労働条件の明示	労基法第15条	1	2%
賃金台帳	労基法第108条	1	2%
年次有給休暇	労基法第39条	1	2%
		58	

◎国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果

地方運輸機関との相互通報

	暦年	労働基準監督機関から通報した件数	労働基準監督機関が通報を受けた件数
平成30	2018	1063	539
平成31	2019	692	527
令和2	2020	459	426
令和3	2021	469	325
令和4	2022	556	297

(改善基準告示違反等)を相互に通報しています。

地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

地方運輸機関との合同監督・監査

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計
平成30	2018	99	20	43	162
平成31	2019	109	16	44	169
令和2	2020	82	7	16	105
令和3	2021	102	4	19	125
令和4	2022	88	5	15	108

※ 2012年のバスは、5、6月に、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する一斉監督を実施。

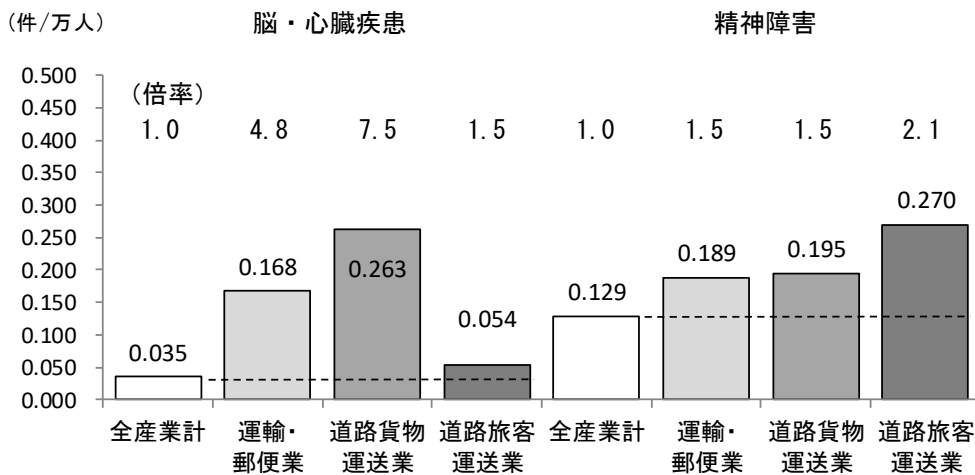
2016年のバスは、2、3月を中心に、ツアーバスを運行する貸切バス事業省に対する緊急の集中監督指導を実施。

◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34461.html

運輸・郵便業は過労死4.8倍、精神障害1.5倍 「過労死」等労災補償状況 2022年

道路運送業の「過労死」等労災認定率（雇用者1万人当たり、2022年度）



「過労死」等の労災補償状況2022年度分が厚労省から公表されました。

運輸・郵便業の過労死は全産業の4.8倍でした。一方、精神障害（うつ病など）では、運輸・郵便業が全体の1.5倍になっています。

「過労死」等労災補償状況（2022年度）

2022年度	脳・心臓疾患				精神障害			
	全産業計	運輸・郵便業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	全産業計	運輸・郵便業	道路貨物運送業	道路旅客運送業
請求	803	172	133	16	2,683	246	147	36
構成比	100%	21.4%	16.6%	2.0%	100%	9.2%	5.5%	1.3%
うち死亡	218	53	38	7	183	16	39	1
認定	194	56	50	2	710	63	37	10
構成比	100%	28.9%	25.8%	1.0%	100%	8.9%	5.2%	1.4%
うち死亡	54	22	19	2	67	9	4	0
認定率	0.035	0.168	0.263	0.054	0.129	0.189	0.195	0.270
倍率	1.0	4.8	7.5	1.5	1.0	1.5	1.5	2.1
雇用者数	5,514	334	190	37	5,514	334	190	37

注. 労災認定数＝厚生労働省労基局労災補償課

雇用者数＝総務省労働力調査（公務員を除く）、認定率は雇用者1万人当たり

「過労死」等労災補償状況の推移（厚生労働省労基局労災補償部）

		年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
脳・心臓疾患	請求		795	825	840	877	936	784	753	803
		(うち死亡)	283	261	241	254	253	205	173	218
		うち運輸・郵便業	181	212	188	197	197	158	155	172
		うち道路貨物運送業	133	145	145	145	144	118	124	133
		うち道路旅客運送業	30	43	24	30	29	20	19	16
		認定(支給決定)	251	260	253	238	216	194	172	194
		認定率	0.049	0.049	0.047	0.044	0.039	0.036	0.031	0.035
		(うち死亡)	96	107	92	82	86	67	57	54
		うち運輸・郵便業	96	97	99	94	68	58	59	56
		認定率	0.301	0.302	0.305	0.287	0.205	0.175	0.176	0.167
		うち道路貨物運送業	82	89	85	83	61	55	56	50
		認定率	0.456	0.497	0.464	0.444	0.328	0.293	0.295	0.263
	うち道路旅客運送業	8	7	10	9	5	2	0	2	
	認定率	0.178	0.159	0.222	0.205	0.114	0.049	0.000	0.054	
精神障害等	請求		1515	1586	1732	1820	2060	2051	2346	2683
		(うち自殺)	199	198	221	200	202	155	171	183
		うち運輸・郵便業	144	173	161	181	178	202	179	246
		うち道路貨物運送業	69	84	84	89	91	101	106	147
		うち道路旅客運送業	37	40	32	37	38	45	27	36
		認定(支給決定)	472	498	506	465	509	608	629	710
		認定率	0.091	0.095	0.095	0.085	0.093	0.112	0.115	0.129
		(うち自殺)	93	84	98	76	88	81	79	67
		うち運輸・郵便業	57	45	62	51	50	63	67	63
		認定率	0.179	0.140	0.191	0.155	0.151	0.190	0.200	0.188
		うち道路貨物運送業	36	26	45	37	29	32	47	37
		認定率	0.200	0.145	0.246	0.198	0.156	0.170	0.247	0.195
	うち道路旅客運送業	11	7	5	4	10	12	5	10	
	認定率	0.244	0.159	0.111	0.091	0.227	0.293	0.135	0.270	
雇用者	全体		5160	5264	5347	5441	5502	5435	5480	5514
(万人)	運輸・郵便業		319	321	325	328	332	332	335	335
	道路貨物運送業		180	179	183	187	186	188	190	190
	道路旅客運送業		45	44	45	44	44	41	37	37

注1. 運輸・郵便業は、2006年度（郵政民営化）以前は運輸業として集計、2008年度以前は運輸業内の内訳不明。

2. 認定率は雇用者1万人当たり。

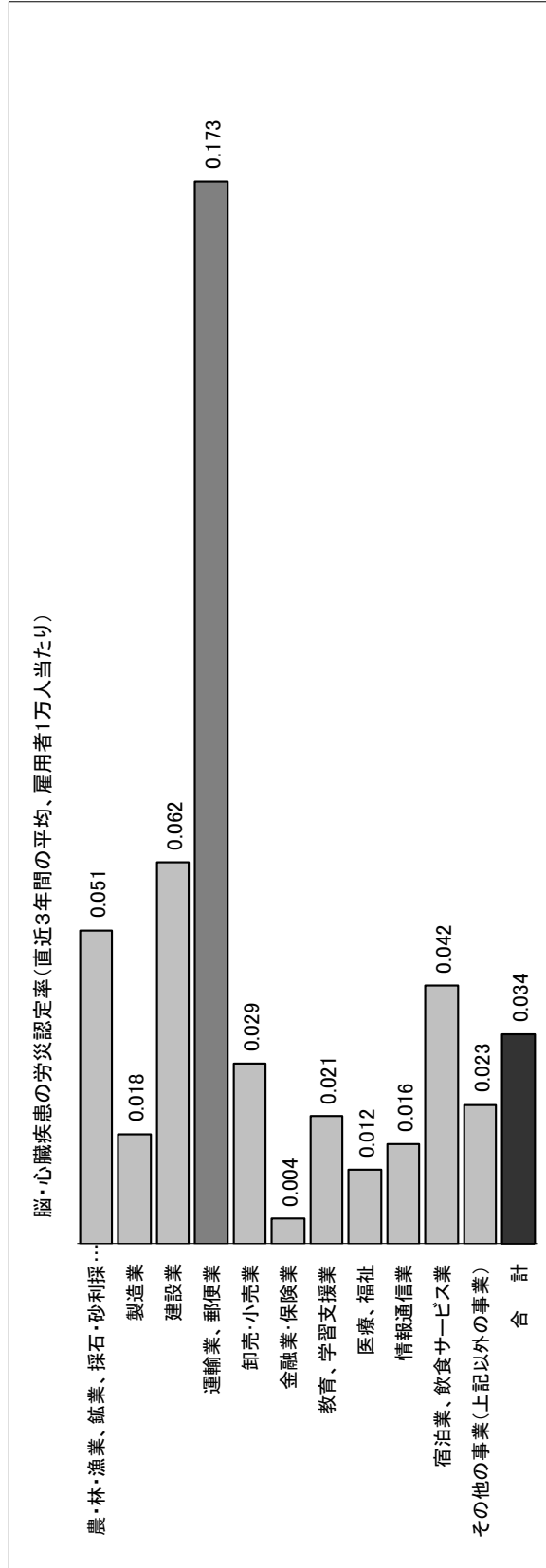
3. 雇用者数は、総務省労働力調査による（公務員を除く）。

4. 労働力調査の2011年は東日本大震災のため年次統計なし、10-12月期の数値を使用。

脳・心臓疾患の労災認定率

	雇用者数											支給決定件数											平均の 認定率 (倍率)
	前3年平均											前3年平均											
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022							
農・林・漁業、鉱業、採石・砂利採取業	62	66	67	67	69	66	64	66	65.3	1	5	3	4	6	5	3	2	3.3	0.051	1.50			
製造業	987	1000	1009	1011	1015	1000	1009	1008	1005.7	34	41	24	28	22	17	23	14	18.0	0.018	0.53			
建設業	405	406	408	408	409	402	395	395	397.3	28	18	17	14	17	27	17	30	24.7	0.062	1.82			
運輸業、郵便業	319	321	325	328	332	332	335	334	333.7	96	97	99	94	68	58	59	56	57.7	0.173	5.07			
卸売・小売業	965	979	987	993	993	980	988	966	978.0	35	29	35	24	32	38	22	26	28.7	0.029	0.86			
金融業・保険業	152	160	165	161	163	164	163	159	162.0	2	1	0	1	1	0	2	0	0.7	0.004	0.12			
教育、学習支援業	135	141	146	148	154	159	161	162	160.7	0	3	3	2	2	2	1	7	3.3	0.021	0.61			
医療、福祉	675	699	706	726	743	756	775	793	774.7	5	10	2	6	5	8	6	14	9.3	0.012	0.35			
情報通信業	199	201	206	213	219	230	246	260	245.3	11	9	6	4	5	2	4	6	4.0	0.016	0.48			
宿泊業、飲食サービス業	325	325	340	358	361	325	318	332	325.0	22	20	28	32	21	15	7	19	13.7	0.042	1.23			
その他の事業(上記以外の事業)	936	966	988	1028	1044	1021	1026	1039	1028.7	17	27	36	29	37	22	28	20	23.3	0.023	0.67			
合計	5160	5264	5347	5441	5502	5435	5480	5514	5476.3	251	260	253	238	216	194	172	194	186.7	0.034	1.00			

労災認定数は厚生労働省資料、雇用者数は労働力調査による



◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33879.html